

〈論文〉

ムスリム多数派国におけるハラール基準の発展と 日本のハラールサービス

Development of Halal Standards in Muslim - Majority Countries and Halal Services in Japan

大形里美*
Satomi OHGATA

要旨

近年、東南アジアのムスリム諸国は世界のハラール市場を牽引し、ますますその存在感を高めている。そしてムスリム多数派国が適用するハラール基準はますます厳格になる傾向があり、こうした東南アジア諸国の厳格なハラール基準が今、日本のようなムスリム少数派国の食品産業界が、ムスリムたちが必要とするハラールサービスを提供するにあたっての障害となっている。本来、ムスリム少数派国内のサービスに関しては、独自のハラール基準を定め適用することが許されるべきである。しかし、人・モノ・情報がボーダーレスに行き交うグローバル化時代におけるハラール基準をめぐることは、ムスリム多数派国のハラール認証機関の協力なしには、ムスリム少数派国で起きている問題は解決しない。ムスリム多数派国のハラール認証機関とムスリム少数派国内のハラール認証機関との間の関係性や、ムスリム多数派国から訪れるムスリム消費者たちのハラールに関する理解や消費行動なども影響しているためである。

今こそ、ムスリム少数派国で生じているハラールサービスをめぐる諸問題を直視し、ムスリム少数派国においてもホスト社会が必要なハラールサービスを提供することができるよう、ムスリム多数派国も協力し、ハラール認証の基準や制度のあり方を見直すべき時を迎えている。

キーワード：ハラール認証制度、グローバル化時代、ムスリム少数派国、ハラール基準、ハラールサービス

* おおがたさとみ、九州国際大学現代ビジネス学部、ohgata@cb.kiu.ac.jp

1. はじめに

過去30年ほどの間に、ハラール認証制度は世界中に普及した。日本国内にいと実感することができないが、ハラールビジネスは今や飲食業界のみに限られず、医薬品、化粧品、観光ツーリズム、医療ツーリズム、娯楽、金融商品などに至るまで裾野を広げ、世界中のあらゆる分野のビジネスプレーヤーから熱い眼差しを向けられている。

しかしながら、ハラール基準は国やハラール認証機関ごとに異なり、世界統一のハラール基準は存在せず、現場において、さまざまな戸惑いや問題が生じている。ハラール基準の統一を目指す国際的イニシアチブについて分析したフローレンス（2016, 192-197）によれば、ハラール基準間の最も重要な違いは、イスラム法学派による違いではなく、経済市場と宗教市場の両方における論理的・マーケティングの違いによるものだという。フローレンスは、後述する主要な5つの国際的イニシアチブが、いずれも法的な障壁を設けることで、貿易相手国に自分たちの基準を押し付けようとしていると分析している。

イスラム法学派による見解の違いもあるが、科学技術を駆使して、DNAレベルまで豚由来成分による「交差汚染（クロスコンタミネーション）」を防ぐための厳格なハラール基準を適用することで自国のハラール製品・サービスに比較優位を生み出そうと一部のムスリム諸国がしのぎを削っていることも統一のハラール基準が定められない背景となっているといえるだろう。

本稿では、フローレンスによる分析に基づきつつ、ハラール基準の標準化へ向けた世界のイニシアチブについて概観した後、一部のムスリム多数派国の厳格なハラール基準の発展の傾向を概観し、最後に日本のようなムスリム少数派国のハラールサービスにどのような影響を与えているのか、実際に生じている問題について具体的に論じる。

2. ハラール基準標準化へ向けた5つの国際的イニシアチブ

複雑化した現代のハラール市場がどのように構成されているのかを学際的に論じた共著の中で、フローレンス (2016b) は、ハラール基準の標準化を目指す国際的な動向として以下の5つの国際的イニシアチブがあると分析している。以下、基本的にはフローレンスの分析に基づきつつ、ハラール基準の標準化を目指す近年の国際的動向について整理し、2016年以降の動向についての補足情報等を加え、概要をまとめておく。

2.1. 「リベラルな選択肢」としての「WHFC (World Halal Food Council : 世界ハラール食品評議会)」と「WHC (World Halal Council : 世界ハラール評議会)」

この組織は、アメリカの主要なハラール認証機関IFANCAのイニシアチブによるもので、MUI (インドネシア・ウラマー評議会) によって正式に支持され、オランダ、オーストラリアの機関なども加わり、1999年9月にジャカルタで設立されたものだ。そして、その後ゆっくと広がり、各国のさまざまな規模のハラール認証機関が加わり、国際ネットワークが形成されたとされる。

フローレンスの分析には現在に至るまでの詳細は書かれていないが、この組織は2005年にWHC (World Halal Council : 世界ハラール評議会) に改称し、WHC憲章を批准したが、関係者からの話によれば、2011年にトルコがWHC代表に選ばれた際に、トルコを中心とするWHCとインドネシアのLPPOMMUIを中心とするWHFC (World Halal Food Council) に分裂したようである。WHFCとWHCは、メンバー組織間の緩やかな連帯を体現したアンブレラ組織であるが、両方の組織に同時に加わることはできないとされている。

2.2. マレーシアのHalal Development Corporation Berhad傘下の組織International Halal Integrity Alliance (IHIA) /World Halal Forum

World Halal Forumは世界的なハラール・イベント組織の先駆けで、ハラール・ジャーナル、ハラールフード・ガイドシリーズ、ムスリム旅行ガイドシリーズ、ハラール・ディレクトリなど、ハラールに特化した最初のメディア・セットを作成したとされる。この国際イニシアチブにはハラールに関連する技術的・ロジスティクスの専門家が集まっているが、宗教的正当性が欠けているとみられているとフローレンスは指摘している。

IHIAは、当時OIC（Organization of Islamic Cooperation, 「イスラム諸国協力機構」）の議長を務めていたマレーシアの首相によって2006年5月に発足された世界ハラールフォーラムで設立され、以後、マレーシアがハラールの分野で世界的影響力を高めようとする年次フォーラムであり続けている。IHIAは、世界のすべてのハラール認証機関が共通の基準と手順を確実に遵守することを目的とした包括的なトレーニングプログラムを販売することで、マレーシアの基準を国際基準にすることを目指していると見られている。

2.3. 湾岸諸国をメンバーとする「湾岸協力会議（GCC）」

湾岸協力会議（GCC）は、サウジアラビア、バーレーン、UAE、クウェート、オマーン、カタール、イエメンで構成される国際機関である。バーレーンとカタールに続いて、2008年にGCCはハラール規格GSO1931：Halal Foodを開始した。アラブ諸国はハラール市場のプレーヤーとしては後発であるが、近年、東南アジア諸国に追いつこうとしているとされ、2011年以来、その豊かな資金力にものを言わせ、毎年開催されているハラール産業に関する湾岸会議には世界中から主要な学者、思想家、専門家を集めている。2011年に開催された最初の会議では、主催者の一人アル・マジーディがイスラム諸国に西側からハラール市場を奪還するよう呼びかけ、イスラム諸国に対して「ハラール要件に

対する国際的陰謀」について警告したという。「西側はイスラム法の要件を気にかけない」と彼はプレゼンテーションで述べ、ムスリムの見解に基づくハラール基準を求めたという。

このGCCのハラール規格は、トルコが監督する別のイニシアチブと直接競合しているとフローレンスは指摘している。トルコも同様の路線に従い、西側諸国に反対することでハラール市場を促進すると同時に、ヨーロッパのハラール基準を管理しようとしているとみられている。

2.4. イスラム諸国の標準・計測研究所 (SMIC)

このイニシアチブの主役はトルコである。トルコは上述のWHCのリーダーも務めているが、WHCがメンバー組織間の緩やかな連帯組織であるのに対して、SMICは一つの機構である。トルコはOICの事務局長の地位から、マレーシアの路線に続いて、OIC規格として販売されるハラール基準を設定することを決定した。OIC委員会は、「OIC/SMIC1:2011、ハラール食品に関する一般ガイドライン」、「OIC/SMIC2:2011、ハラール認証機関のガイドライン」、「OIC/SMIC3:2011、認定機関認定のガイドライン」という3つのガイドラインを起草し、その後他の規格も策定している。一部のOIC加盟国はこれらのガイドラインを採用しているにもかかわらず、機械によると畜、水生動物、スタニング処理に関する条項をめぐることは、イスラム諸国の間に意見の相違が残っているとされる。具体例として、トルコは一般的にスタニングを支持しているが、他の国は分裂していると解説されている。

しかしながら、フローレンスによる分析が行われた後、サウジアラビアやUAEなどがそれまで禁止していた牛などの大型動物に対するスタニングを認めるようになるなど、湾岸諸国のハラール基準は変化している¹。そのため、今後の議論する際には、次に挙げる5つ目のヨーロッパによるイニシアチブをめぐる状況も含め、イスラム諸国におけるスタニングをめぐる議論が、フローレンスが分析を行ったときの状況から大きく変化していることについて考慮す

る必要がある。

2.5. 欧州標準化委員会 (CEN)

ヨーロッパのハラール基準を作成するためのCENは、トルコやボスニアとの貿易関係が非常に重要な国であるオーストリアによって開始された。2010年10月、CENの最初の会議はオーストリア規格協会 (ASI) で開催され、「ハラール食品の要件に関するヨーロッパ標準規格の実現可能性」について分析する作業グループが設置された。作業部会への参加国の中で、国家によって認められたハラール基準をすでに持っていたのは、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、ドイツの4ヶ国だけで、その他に、法的に認められていないハラール基準が数十あったという。そして29カ国中21カ国が標準化プロジェクトに投票し、フランスだけが反対し、ヨーロッパがハラール基準を開発することが決定されたとされている。2013年4月に委員会が設置され、トルコ規格協会 (TSE) が秘書として任命されたとフローレンスは述べている。

フローレンスが分析して以降の情報を補完しておく、欧州委員会に送られたオンラインによる公開質問とその回答 (CEN/BT WG212、及びCEN425/TC) 内容によれば、CEN作業部会は2012年に設立され、一時はCENによるヨーロッパのハラール規格として策定されたようである。しかしながら、それが民間による規格ということで、最終的に欧州委員会は採用していない。2016年の公式回答によれば、「欧州標準化委員会 (CEN) によって開発された可能性のある欧州ハラール認証は、欧州委員会からの要求に基づいたものではなく、欧州委員会はそのような民間規格の採用プロセスに関与していない」とある²。

またこの作業部会には宗教アドバイザーとして欧州ファトワ研究評議会 (ECFR) が含まれていたとあり、ECFRは、と畜前の動物のスタニングに反対したと書かれている。そのためヨーロッパ諸国では、現在に至るまで、と畜前のスタニングについてはハラムであるとする認証団体も少なくないよう

である³。ちなみに、ECFRはムスリム同胞団の精神的指導者であるYusuf al-Qaradawi (1926—2022年)によって設立され、同氏が議長を務めていた。同氏は、2008年に英国への入国を拒否され、2012年にも同様にフランスへの入国を拒否されたと書かれている。欧州委員会がCENによるハラール規格を最終的に採用しなかったのは、と畜前のスタニングについての内容が欧州委員会の意向に合わなかったことが原因かもしれない。

これら5つのイニシアチブに関するフローレンスの見方は、マレーシアは専門家である米国を選び相互承認のネットワークを構築し、湾岸諸国は世界的な宗教的基準点となることを競い合い、トルコはコミュニティカードを活用してOICのリーダーシップをマレーシアに持ち込もうとしているというものである。

このようにハラール製品やサービスの世界市場が拡大するプロセスの中で、ハラール基準の標準化へ向けた動きは複数のイニシアチブの下で進んでいる。しかしながら、ハラール基準をめぐる話し合いの場は、ハラール市場において覇権を握ろうとする国々による闘争や西欧諸国へのイスラム諸国の不信感などの要素も加わり、論争に満ちた状況が生まれている。近い将来、統一された国際的なハラール基準が生まれる可能性はほぼないとみられている所以である。

3. ムスリム多数派国の厳格なハラール基準のあり方

ここ数十年の間に東南アジア地域においてハラール製品の生産は標準化され、官僚化された。そしてこれらの基準が新自由主義に基づく経済活動の中で、貿易と消費を通じて東南アジア域外においても影響力を強めている。今や世界中の企業が、主にシンガポール、マレーシア、インドネシア、タイなどの東南アジア諸国によって引き起こされているハラール製品の普及の影響を受けているとしているとヨハン・フィッシャーは見ている (Johan Fischer, 175)。

そして、ハラールの生産、取引、消費を規制しようとする試みは、ハラールの世界市場の特徴でもあり、ハラールの世界市場は現在、一方で新たな規制形態と、他方でこれらに挑戦しようとする試みとの間の著しい緊張によって特徴付けられているとフローレンスは指摘している（Florence, 8）。

以下、世界中の企業に影響を与え、日本のハラール認証機関にも強い影響力をもっている東南アジア諸国として、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポールのハラール認証制度やハラール基準に関する規制のあり方を具体的に見ておきたい。

3.1. マレーシアのハラール基準について

現在世界のハラール基準の中で、最も影響力を持ち、国際的イニシアチブの一つを握っているのがマレーシアJAKIM（Jabatan Kemajuan Islam Malaysia: 「マレーシアイスラム開発庁」）による基準である。マレーシアの影響力はその相互認証の数の多さと世界のハラール市場に占めるマレーシアの位置からも見て取れる。人口3258万人（2019年）の多民族国家マレーシアは現在世界のハラール産業をリードして、厳格なマレーシアの基準は、相互認証を結んでいる世界中の多くのハラール認証機関に遵守され、それぞれの国におけるハラール基準のあり方に影響を与えている。

ちなみにマレーシア国内においては、ムスリムが経営する店は当然ハラールのサービスを提供しているとムスリム客が判断するため、わざわざハラール認証を取得する必要性はないとムスリム消費者たちに認識されているようである。マレーシアにおけるハラール認証制度は、中国人の店にムスリム客が入りたがらないという問題を解決するために有効な制度として採用されたとも言われている。

実際のところ、マレーシアの基準は厳格であるが、マレーシア国内において100%実施されているというわけではないようである。ムスリムがオーナーである店は先ほど述べた理由で認証など取得する必要はなく、ハラール認証を

取得していると畜場についてもMS規格を100%遵守してはいない状況であったとする証言もある⁴。具体的には、「鶏のと畜については放血時間を2分と定めているが、守られていない事例が目撃された」といった証言である。また「日本では食品衛生上絶対に認められないレベルのと畜場がハラール認証を取得していた」との証言もあった。このようにマレーシア国内ではある程度緩く実施され、マレーシア国外では厳密に実施されている現状もあるようで、そうした実態を知った日本の企業関係者としては不公平感が否めないようである。

3.1.1. 「ハラール・パーク」と「ハラール・エコシステム」

マレーシアでは「ハラール・パーク」と呼ばれるハラール製品の製造に特化した工業地帯を建設し、ハラール製品の生産・輸出に力を入れている。マレーシアには現在14ヶ所、総面積8万ヘクタールの「ハラール・パーク」があり、中期計画ではその数を200箇所を増やすとされている⁵。これは「ハラール・エコシステム」という概念に基づいて推進されているマレーシアの国家プロジェクトであり、マレーシアが世界のハラール経済で競争力を保つための装置となっている。

「ハラール・エコシステム」については、マレーシアのグローバル・ハラール開発会社のウェブサイトにもその概要が解説されている。それによれば、「マレーシアのハラールエコシステムは、政府省庁や協会、多国籍企業、国内コングロマリット、製造、サプライヤー、流通、そしてもちろん最終製品の消費者を含む様々な分野の中小企業で構成される300以上の機関で成り立っている。⁶」そしてグローバル・ハラール開発会社が、政府、業界プレーヤー、ユーザーをつなぐ多様で競争力のあるハラール・エコシステムの屋台骨となって、マレーシアを世界のハラール産業界のリーダーへと変貌させたと解説されている。

MS1500のハラール基準は、ハラール・サプライチェーンの厳格な管理によって、自国産品の比較優位を生み出し、グローバル・ハラール市場のリーダーとしての座を死守しようとするマレーシアの国策の要となっている。しかし、

ハラール製品・サービスのために製造・調理設備の共有は許されず、DNAまで問題にする厳密な基準では、リサイクル容器の使用さえできず、グローバルなトレンドとなっているSDGsの精神からは程遠いものであると言わざるを得ない。

3.1.2. 国連のガイドラインとの兼ね合い

厳格化されたマレーシアのハラール基準は、1997年に国連によって定められたハラールの用語に関するガイドライン（GENERAL GUIDELINES FOR USE OF THE TERM “HALAL” CAC/GL 24-1997）とは異なることを指摘しておきたい。ハラールという用語に関する国連のガイドラインには以下のような規定が含まれている。

2.2.1 ハラール食品は、ハラール食品と非ハラール食品の接触を防ぐために必要な措置が取られている場合、非ハラール食品が生産されている同じ施設内の異なるセクションまたはラインで準備、加工、または保管することができる。

2.2.2 ハラール食品は、イスラムの要件に従って適切な洗浄手順が守られていれば、非ハラール食品に以前使用されていた施設を使用して、準備、加工、輸送、または保管することができる。

一方、現在のマレーシアの基準（MS1500：2019）によれば、豚由来の原料を使用した施設においては、ハラールの製品を製造することが許されていない⁷。またマレーシアでは、ハラール物流に力を入れており、日本の企業などもマレーシアにおいてハラール専用の倉庫やトラックにハラール認証を受け、同じ倉庫内に非ハラールの原料を貯蔵することさえ避ける厳格な基準を適用しようとしている。つまり、マレーシアの現在の基準は、国連のガイドラインにおいて

定められている基準を否定するものであり、マレーシアは、ハラール・トレーニングや相互認証を手段として自国の厳格なハラール基準を現在世界中に広めようとしている。そして今、そのことが日本のようなムスリム少数派国におけるハラールサービスのあり方に深刻な影響を与えているのである。

日本においてムスリムは総人口の0.2%に過ぎず、ハラール製品の国内需要のためにハラール専用の施設を設けることはコストがかかり過ぎ、現実的ではない。豚由来の原料の中には、豚由来の乳化剤なども含まれるため、豚由来の原料を一切使用しない施設は非常に限られてしまう。しかし、マレーシアでトレーニングを受けたハラール関係者や研究者らは、国内向けのハラールサービスについても、マレーシアの厳格な基準を守らない方法で製造されたものは100%ハラールとは言えないといった言説を書籍や講座を通じて広めてしまっている。

その結果、イスラム法によるベーシックな要求基準よりもはるかに厳格なマレーシアの基準が、マレーシアへの輸出品だけでなく、他国で消費されるハラール製品・サービスにも適用されなければならないかのような誤解が広まっている。そしてマレーシアの厳格な基準に従わない場合、企業は非常に深刻な経営リスクを負うと示唆され、ハラール・コンサルタントらもそうした情報を拡散し、企業関係者らもそうした情報を信じ、食品産業界がすっかり萎縮してしまっているのである。

3.2. インドネシアのハラール基準について

インドネシアにおいては、2019年から全てのハラール製品にハラール認証の取得を義務付ける法律が施行され、宗教省の下に設置されたBPJPH（ハラール製品保証実施機構）がそれまでハラール認証活動を担ってきた民間のMUI（インドネシア・ウラマー評議会）に代わって、ハラール認証発行機関となっている。以後、ハラール判定（fatwa decree）はMUIが、監査は民間のハラール監査機関（LOPPOM MUIも含め、2023年2月現在37機関ある）が、そして

ハラール認証の発行をBPJPHが担うという制度が発足している。新制度の下では、すでにMUIからハラール認証を取得している場合、2026年2月1日まではMUIのハラール認証ロゴも使用可能だが、新たにハラール認証を取得する場合には、BPJPHから認証を取得しなければならない。図1は新しいハラール認証ロゴである。

MUIからBPJPHにハラール認証発行の権限が移行された理由は、認証発行による収入についての透明性を高め、認証料を国庫に入れるためであったと考えられる。しかし、すべての製品についてハラール認証を義務付ける内容の法律が成立した背景と経緯については不明な点が多い。今後の研究が待たれる。



図1 インドネシア政府が全国に有効な新たなハラール・ロゴを決定
出典：インドネシア共和国宗教省

2022年3月1日から新しいハラール・ロゴが使用されるとする2022年2月10日付第40号ハラール認証実施機構長決定に基づく。左はMUI（インドネシア・ウラマー評議会による古いロゴ。右は2022年3月1日から使用が開始されたインドネシアの新しいロゴ。「2026年2月1日まではMUIのラベルも使用可能」と記載されている。

新たな法律の下では、日本からインドネシアに何かを輸出する際には、インドネシアのハラール認証を取得するか、「非ハラール」であることを表示することが段階的に義務付けられる。2024年までに食品、飲料、と畜製品、およ

びと畜サービス、2034年までに、医薬品、化粧品、家庭用電化製品、文房具、事務用品、医療機器などにも段階的にハラール認証が義務づけられる内容となっている。

ちなみに、インドネシアのLPPOMMUIが定めているHAS23000シリーズでは、ナジスの成分を使用した施設についても適切に洗浄すれば使用が可能であるとされており、「交差汚染が発生しないことを保証できる限り、ハラムな材料／製品と同じ保管場所で食材・メニューの保管を行うことができる」と記されているため、マレーシアのMS1500:2019ほど厳格な基準にはなっていない。ただし、洗浄の方法について、『HAS23102』の7.7～7.12では、「ナジスに触れた生産設備や補助装置は、水洗いすることで洗浄できる。水での洗浄が不可能な場合、洗浄には非水性材料（粉、デキストリン、油、ブラシのみ、または空気の吹き付け）を使用できる。」と記載されていたが、BPJPHによって発行された決定書の内容には少し変化が見られる。2023年3月2日、BPJPHが新たに発行した決定書では、重度のナジス（豚由来の原料などが含まれるもの）に触れたものについては、7回水で洗浄しなければならないこと、そのうち1回は土／埃、あるいは同様の洗浄力を持つもので洗浄することが必要であることが明言され、さらに「道具は、たとえ浄化プロセスを経ても豚の製品と豚以外の製品に交互に使用してはならない（Suatu peralatan tidak boleh digunakan bergantian antara produk babi dan non babi meskipun sudah melalui proses pencucian.）」とする文言も加わっている⁸。運用面ではこれまでもそうした基準であったとも考えられるが、この新たな規則によって、より厳格な基準を明文化したと言える。

3.3. タイのハラール基準について

タイではムスリムは少数派であるが、1981年から、輸出のためにハラール認証を発行している。イスラムに関わる事項はムスリムの自治に委ねられ、HSIT（ハラール基準研究所）、チュラーロンコーン大学のHSC（ハラール科

学センター)との協力関係に基づいてCICOT(イスラム中央委員会)がハラール認証を発行している。科学技術を駆使した研究所を備えたチュラーロンコーン大学が中心となり、2004年からHAL-Q(Halal Assurance Liability Quality)と呼ばれる厳格なハラール基準を遵守することでタイを「世界のハラールキッチンにする」戦略が掲げられている。またCICOTは、中国政府とMOUを結び、2008年には中国寧夏にHAL-Qシステムに基づく「Ningxia International Halal Food Certification Center(寧夏国際ハラール食品認証センター)」を建設し、同地域からハラール製品が生産・輸出されている。さらに2012年には、SILK(シャリア対応ICT Logistics Control)をHAL-Qに加え、より厳格な基準によるハラール製品の生産・輸出体制を整えた。そしてタイでは2021年には約5,000社の企業が150,000以上のハラール製品とサービスを生産し、タイはASEAN諸国の中で、ハラール輸出第1位となっていると報じられている。タイからのハラール製品輸出の60%以上はインドネシア、マレーシア、ブルネイに向けられている⁹。

3.4. シンガポールのハラール基準について

シンガポールは国土が淡路島ほどで、国内には製造業があまりなく、ムスリムも人口の15%の少数派である。そのため、シンガポール国家がハラールに熱心なのは、ハラールが国家的ブランドとして有益で経済的利益をもたらすからに他ならない。シンガポールのハラール基準は、国家がハラールに関する規則を定めているため、マレーシアのハラール基準と並んで影響力をもっていると思なされている。

シンガポールは公式には世俗国家であるが、1965年にイスラム法管理法(AMLA)を制定し、1968年にはMUIS(Majlis Ugama Islamic Singapura:シンガポールのイスラム宗教評議会)の設立を許可し、AMLAの制度化とMUISの形成を通じてイスラム教を管理している(<http://statutes.agc.gov.sg/>)。そしてMUISは1972年にハラールサービスの提供を開始し、1978年以降はハラール

ル証明を発行し、ハラール食品貿易を促進している。またハラール認証の標準化に関するフォーラムにも参加している (Riaz and Chaudry, 2004, 53)。1999年にはAMLAの修正案が可決され、ハラール認証を規制する唯一の権限がMUISに与えられ、2009年にはAMLAがさらに修正され、偽のMUISロゴを表示することが深刻な犯罪となることが定められた。

シンガポールの関連企業や機関には、MUISが実施するハラールトレーニングへの参加が義務付けられている。このハラールトレーニング自体が、スキル関連の製品の一種となり、ビジネスチャンスと捉えられていることは、マレーシアについても同様である。

シンガポールの国家建設プロジェクトでは、儒教的倫理が重視され、そこには階層的権威への服従も含まれ、社会的義務が強調されるという。このこともまたシンガポールやその他の地域での過去30年間ほどの間に起きたハラールの普及に重要な役割を果たしているとヨハン・フィッシャー (2016, 176) は指摘している。

4. 日本国内向けサービスとアルコールに関する問題

日本でも、とりわけ2000年代以降、ムスリムたちの中でハラール肉が消費されるようになり、現在ではハラール製品を専門に扱う店舗やオンラインショップも増えてきている。しかし、一般のスーパーやコンビニに、ハラール弁当が販売されることはなく、「ハラール・メニュー」を提供する飲食店もごく一部に限られている。

その原因は、必要以上に厳格な基準を絶対視する考え方が、産業界がハラール対応に取り組むハードルを過度に上げ、企業によるハラール対応を困難にしているからである。上述のようなマレーシアなどの厳格なハラール基準を学んだ研究者らが、そうした厳格な基準を絶対的なものだとする見方に基づく言説を拡散してきた結果でもある。

また一般のムスリム消費者の無理解に基づく消費行動もその原因となっている。日本では、海外からやってきたムスリムが9割以上を占めるが、彼らの多くは本国でハラール認証製品を普段消費しているものの、ハラール基準の詳細について知る機会などなく、とりわけアルコールについての誤解に基づく消費行動が問題を複雑にしている。

4.1. アルコールについての誤解

世界のほとんどの国際的なハラール基準によれば、ハムル（飲むための酒）以外の工業用エタノールについては、インドネシアやマレーシア、アメリカのIFANCAなどの基準では、残留濃度が0.5%以下であれば使用が許可されている¹⁰。

またインドネシアやマレーシアの基準では、発酵食品に含まれるアルコールと飲料は区別されている。ハラムとされているのは、酩酊を目的とした飲料用の「酒」であり、天然発酵食品に関してはたとえアルコールを含んでいても、「酒」由来でなければ、ハラールとされる。発酵食品として「タペ（／タパイ）」が有名であるが、インドネシア・マレーシアの基準ではタペがたとえ7-9%のアルコールを含んでいても、液体を集めて飲むのでなければハラールと見なされている。アルコール成分を10%含む風邪薬にしても、分量を決めて飲む薬であって、酔っ払うために飲むお酒ではないからハラールとされる。インドネシアのMUIのファトワー（2018）では、発酵食品に添加アルコールを使用することもハラールとして認められている。（拙論，2022）。

しかし、一般のムスリム消費者たちのほとんどがアルコールのハラール性についてのそうした知識を持ち合わせていない。日本に滞在しているムスリムの9割以上は、ムスリム多数派国から短期滞在で就労や留学、観光などの目的でやってきているムスリムたちであるが、彼らは本国においてアルコールについての知識を持たずに生活できる。そして彼らは、ハラール認証が普及していない日本にやって来て、「アルコール」という原料表示に過度に拒否反応を示し

ているというのが現状である。日本国内においては、それ以前のすべてのアルコールをハラムとする古色蒼然とした基準についての情報が依然として拡散され続けている¹¹。そうしたアルコールに関する基準へのムスリム消費者ら、そしてハラール研究者らによる誤解から、醤油、酢、みりんなどといった日本の伝統的発酵調味料のハラール性が問題にされていることも日本におけるハラール対応を阻害している。

4.2. 酢・醤油・味噌などの発酵食品中のエタノール

酢については、2003年以降MUIのファトワーにおいても世界のハラール製品製造のバイブルのように扱われているアメリカのIFANCAが2003年に出版した書籍においても、ハムル由来のアルコールを原料とした醸造酢もハラールであると明記されている。しかし、日本にやってくるムスリムたちは、そうしたことを知らされていない。

そして認証のない醸造酢は、原料に「アルコール」と書かれているためハラールとは言えないと考えているものも少なくない。そうしたこともあり、ハラール研究者・コンサルタント・管理栄養士たちも「醸造酢」はハラールとは言えないとする情報を拡散している。国際的な認証機関から相互認証を受けているハラール認証団体が認証を出しているメニューには醸造酢が使用されているが、飲食店は、わざわざ高額なハラール認証付きの酢を使用した寿司を作ることを余儀なくされている。ハラール消費者のアルコールについての無理解に基づくぐちゃぐちゃな消費行動がその原因となっている。

また日本の醤油に含まれるアルコールにも敏感に反応して、醤油煎餅さえ避けるものも少なくない。そうしたムスリム消費者の反応に配慮して、わざわざ醤油を使用しない煎餅を製造し、ハラール認証を取得している企業もある。

調味料の中に微量のアルコール(保存料として使用)や、着色料や香料を製造する過程で使用されるアルコールについては、国際的なハラール認証機関に

よって使用が認められているものである。実際、インドネシアで販売されているMUIからハラール認証を受けた味噌には「酒精」が使用されているが、MUI（インドネシア・ウラマー評議会）のハラール認証を取得していることが確認できる¹²（写真1・2参照）。

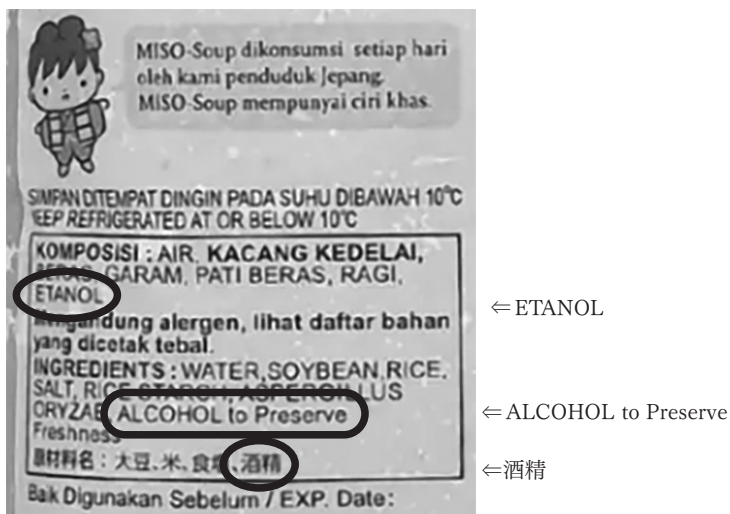


←MUI（インドネシア・ウラマー評議会）のハラールロゴ

補足資料1 インドネシアのオンラインショップで販売されている神州一味噌 Miko Chan

出典：オンラインショップ (<https://www.lazada.co.id/>) の商品情報

MUI（インドネシア・ウラマー評議会）のハラールマークが付いていることでMUIのハラール認証を取得していることが確認できる。



補足資料2 インドネシアのオンラインショップで販売されている
神州一味噌 Miko Chan 原材料表示部分

出典：オンラインショップ (<https://www.lazada.co.id/>) の商品情報解説
原材料表示の情報から製品に「酒精」が使用されていることがわかる。

しかし、「酒精」等の添加アルコールが世界の国際的なハラール認証基準でハラールとして認められていることについて、一般消費者は理解していない。添加アルコールが使用されているものをハラムとする考え方は誤りではないが、古い考え方に基づくものである。同様に、手指消毒用のアルコール、厨房や製造ラインの消毒用アルコールをハラムとする考え方もまた古い考え方であり、国際的なハラール基準においてはすでに採用されていないものである。ムスリム多数派国内においてグローバル時代に対応したハラールについての教育が必要である。

ちなみに、天然の発酵のエタノールを含む食品であるタペなどを、「飲料」でないためハラムではないとするマレーシアやインドネシアの基準を適用すれば、醤油、味噌、みりんなどは当然ハラールとして認められるべき食品・調味料であると考えられる。しかしながら、まだそれについてファトワーがないた

め混乱が続いている。日本の発酵調味料についてムスリム多数派国の機関からファトワーを出してもらうことが有効な解決策となると考えられる。

4.3. アルコール検出技術とイスラム法学の解離

食品中に含まれる微量のアルコールを検出し、その原材料が何であるかを特定する科学技術が開発され、それによってアルコール研究の権威としてサウジアラビアの国王から賞を受けた研究者もいる¹³。しかし、ハムル由来でないアルコールの使用は、多くの国際的なハラール認証機関の基準において条件付きで許可されているため、こうした研究は、全ての工業用エタノールの使用を禁止しているブルネイなど一部の国以外では、あまり意味がある研究であるとはいえない。しかし、ハラールに関するウェビナーなどでアルコールの種類を特定する技術について、何も知らない消費者がそうした研究についての話を聞き、アルコールに対して誤った形で敏感になってしまっている。

また日本においても、ハラール製品にはアルコールは製造工程においても使用できないから、「プロピレン・グリコールをしようしなければならない」と解説する『ハラールサイエンスの展望』なる業界向けの書籍が8-12万円ほどで販売されている¹⁴。大阪大学がブルネイ政府と提携していることと関連してか、そこには全てのアルコールをハラムとするブルネイの特殊な基準に従う形で情報が拡散されている。こうした情報は国際的なハラール基準とは異なる内容であり、日本企業のハラール対応を阻害させる効果しか持たないと言わざるを得ない。これでは日本企業のハラール対応が進むわけがない。香料、着色料、保存料として使用されるハムルではない工業用エタノール（発酵アルコールを含む）は不可欠な原料であるからだ。その有用性は2003年以降、世界の多くのハラール認証機関が認めるところとなり、条件付きで使用を許可しているものであるからだ。

ちなみに古典法学の議論に目を向けるならば、四大法学派のうち、ナビーズ（葡萄以外から作られた酒）について大きな罪だとしているのはマーリキー派

の学者のみで、シャーフィイー派の学者ら（マーリキー派の一部の学者も）は処罰の不要な軽い罪と考え、ハナフィー派は3杯まで飲んで酔っておらず、4杯目で酔ったら、3杯目まではハラールで4杯目からハラムであると考え。またハナフィー派の一部の学者は、浪費のためだけでなく、必要性があり、崇拜の力を高める（善行の）ためであれば、中毒のレベルに達しない程度ナビーズを飲むことは許されると規定しているとされている¹⁵。イスラム法学は奥が深く、顕微鏡を覗く世界で基準を議論する世界とは本来は程遠い。インドネシアでは、イスラム法学の伝統を重んじる伝統派イスラム組織NUよりも、近代派のムハアディヤー関係者がハラール認証制度についてより熱心であるように見受けられる。伝統派のNUのウラマー（イスラム学者）らが、ハラールの基準についての問題にあまり熱心ではないように見受けられるのには、偶然ではないと考えられる。今後は、ハラールの問題の解決のために伝統派ウラマーらの活躍を期待したいところである。

5. 日本国内向けハラール基準の不在とそれがもたらすもの

5.1. ハラール認証不要論について

日本人ムスリム消費者の多く（外国生まれの日本国籍取得者や外国にルーツを持つ帰化した日本人を除く日本人）は、日本語が読めるため、成分表示を見ればハラール認証など不要だと考えるものがほとんどである。アルコールについては加熱すれば蒸発するのでハラールであると考えられるものが多い。またゼラチンや豚由来の乳化剤などについてもハラールとする見解を示していたユスフ・カラダウィ師による来日講演による影響もあり¹⁶、近年のマレーシアなどのハラール基準のような厳格な基準が広まることについて迷惑だと考えているものも少なくない。

また日本のような非ムスリム国においてはハラール認証活動に対して行政がかかわらず、民間の認証団体が認証作業を行うために、ハラール認証取得費用

が高額となり、それが商品やサービスの価格に転嫁され、ムスリムたちの生活を困難にする側面もある。

そうしたこともあり、2016年には慶應大学の奥田敦教授の呼びかけのもとに国内各地のマスジド（モスク、イスラム寺院）から日本人のムスリム活動家らが集まり、ハラール認証制度に反対する会議を開催し、ハラール認証制度に対する共同声明を出している¹⁷。その後、このハラール認証反対活動は、中心となっていた奥田教授の退官とともに停止したが、日本人の一部の指導者らは、現在にいたるまでハラール認証・ハラール基準について議論することにさえ後ろ向きである。

日本料理についての基礎的な理解があり、日本語が読める日本人ムスリムたちについては、ハラール認証はハラール肉以外には不要であると考えるものが少なくことは事実である。肉の種類やサービス内容をイラストで示すピクトグラムでの活用で十分だとする見解もあるが、ハラール性に敏感になってしまったムスリム多数派国出身のムスリムたちにとって、ピクトグラムだけでは十分とは言えない。漢字が読めず、日本の料理について基礎的知識を全く持たないムスリムたちにとっては、どの料理に何の肉が使用されているのか、どのような調味料が使用されているのか不明であるため、どれが自分に食べられる料理であるかを見極めることは非常に困難であり、ハラール認証があれば助かるムスリムが多いことも事実である。

アルコールが使用されているかどうかを表現するピクトグラムも見られるが、このピクトグラムには弊害が伴う。なぜならば、全てのアルコールが必ずしもハラムではないため、どの種類のアルコールであるかはピクトグラムでは見極めることができず、アルコールを含む全ての料理が食べられないと勘違いをさせてしまうからだ。醤油や味噌にアルコールが含まれていても、「アルコール飲料」ではないことを理解してもらう必要がある。

5.2. 日本国内向けハラール基準の不在がもたらしているもの

現在、日本には少なくとも13を超えるハラール認証団体が活動している。阿良田(2020)によれば、これらのうち現在7つの認証団体が、国際的に影響力をもつ認証機関と相互認証に関する契約を結び、輸出向け商品と国内向け商品の両方に対してハラール認証を発行している。とりわけ2017年以降、マレーシアのJAKIMとの相互認証の数が増えており¹⁸、その影響力が強まっている。

海外に輸出される商品についてはもちろん輸出先の国が定めるハラール基準を満たす必要があるが、国内ハラールサービスについては、本来であれば、日本国内の現状を考慮したハラール基準が適用されるべきである。しかし、日本にはそうした日本独自の基準が定められていない。そのため、マレーシアの基準に従わなければ100%ハラールとは言えないかのような誤解も生まれ、さまざまな問題が生じている。とりわけアルコールに関しては、最も保守的で時代遅れの基準が企業に伝授され、インターネット等でも拡散されている。そうしたこともまた、ハラール対応に取り組もうとする企業関係者の間に混乱をもたらしている。

そして日本国内の状況に考慮した現実的なハラール基準を適用してハラール認証を発行しているハラール認証機関が、イスラム法の柔軟性を十分に理解しない非ムスリムの研究者などから、そうしたハラール基準は100%ハラールとは言えないなどという誹謗中傷を受けてしまっていることも極めて深刻な問題である。

近年では、地方のいくつかのマスジドが、無料、もしくは交通費、日当など最低限の必要経費のみをハラール認証を受ける企業から受け取る形で、国内向けのハラールサービスに対してハラール認証を発行するサービスを少しずつ開始しているが¹⁹、それらのマスジドが使用するハラール基準は、当然のことながらマレーシアなどの厳格なハラール基準とは異なる。しかし、イスラム法に基づくベーシック要件を満たすものであり、地域のマスジドのイマームらがハ

ルールとして認めている基準である。それをイスラム学について知識のない非ムスリムが非難することなどがあってはならない。

ちなみに、韓国、台湾、中国などは、同じムスリム少数派の国であるが、これらの国の政府は、積極的に自国のハラール認証制度の整備に関わり、すでに独自のハラール基準を持っている。Hyun-seo Park (2017)によれば、韓国政府は韓国国内のと畜場をハラール対応できるよう積極的に整備し、辛ラーメンなどに代表されるように、さまざまなハラール食品を国内で製造し、輸出することを積極的にサポートしているという。そうした政府の積極的なサポートを背景に、韓国の化粧品会社はマレーシアの企業とも提携し、韓国国内でハラール化粧品を生産している²⁰。残念ながら、日本政府にはそうした姿勢は見られない。日本のハラール基準の不在は、とりわけアルコールについての誤解の蔓延をもたらし、政府の消極的な姿勢も背景となり、日本企業がハラール対応に取り組む機会を失わせていると言える。

6. 厳格なハラール基準がもたらしているもの

マレーシアなどによる厳格なハラール基準の適用は、世界のハラール市場において自国製品の比較優位を保つための戦略である。マレーシアの厳格な基準を採用する形で、日本企業関係者の間においても、ハラール・サプライチェーンを自社の売りにする動きがあるが²¹、これはハラール専用のトラックなどを使用することを義務付ける基準に基づくもので、日本の国内サービスにこうした基準を採用していくことは、国内のハラール製品の供給を妨げる役割しか果たさない。ムスリムたちの生活の質や福祉を考慮するならば、そうした一部のムスリム多数派国の国家戦略が誤りであることに早く気づくべきである。

今、ムスリム多数派国の厳格なハラール基準は、日本社会においてハラール対応に取り組もうとする日本企業を一般社会には見えない形で呪縛し、やる気を失わせている。

ここでマレーシアなどが推進する厳格なハラール基準が、ムスリム少数国におけるハラール製品の供給を川上から川下までいかに妨げているかについて触れておきたい。

6.1. 砂糖

まずは砂糖の事例である。北海道にはハラール認証を取得した甜菜を原料とする砂糖が生産されているが、これらの砂糖にはハラール認証マークが印刷されていない。それはハラール認証機関から「ハラール認証を取得している倉庫、輸送会社がなければマークの運用は難しい」との見解が示され、実際、日本では、人手不足により輸送用トラックが減少傾向にあり、圧倒的に混載便の利用が多くハラール製品専用での輸送は難しい状況にあるためである。ハラールに関する認知度が低いため、輸送時の「ハラール」と「ハラム」の仕分け管理が難しいという事情がある²²。その結果、同じ砂糖を「ハラール製品」として購入するためには、専用のルートを経て購入することが求められる。しかし、ハラール専門の卸店から末端消費者に届けられる際には、宅配便が利用されるため一貫性が全くない状況で、余計な送料を払っているだけである。

6.2. 牛肉

マレーシアの基準では全頭がハラールと畜であることが求められるため、日本のと畜場にとって非常に困難な条件となっている。ハラールと畜により製造された牛肉は、認証料が上乘せされるため、値段が1.5倍程になる。またそうした厳格な基準で製造されたハラール肉のうちわずか数%しかハラール肉としては出荷されず、90%以上は普通の肉として流通されていたという食肉製造業者からの聞き取り事例もあった²³。また海外に出荷される時には1回の出荷ごとに認証費が必要であり²⁴、ハラールマークのシール一枚毎にも料金がかかるとの情報もあった。国内の認証団体にも海外から定期的に監査人を迎える費用が重くのしかかっているため、どこかでそれらの費用を回収しなければなら

ず、企業の負担が増えている。そしてそうした費用は、最終的にはハラール消費者が支払うことになる。

これらのことからハラール専用の輸送手段と認証を証明するシステムにかかる費用が大きく、ハラール牛肉の普及を妨げていることがわかる。国内向けに同じ条件を適用することは合理的でない。

6.3. 大学生協

全国大学生協連のウェブサイト²⁵には、「2021年大学生協調べ」によるとして、「ハラールメニュー」を提供している日本の27大学の名前が掲載されているが、筆者の住む北九州の北九州市立大学にもハラールメニューはあるので、実際には27よりもかなり多いと考えられる。しかし、これについても厳格な基準が障害となり、メニューの数は限られている。ハラール認証を取得した唐揚げや鶏肉の加工食品を使用しても「物流が混載となるため、厳密にはハラールと謳えない」ため、外部の認証団体による認証は受けられないのが理由である。その結果、一部地域では、名称を「ハラールメニュー」ではなく、「ハラール推奨メニュー」とするようにとの指導もされているようである。またコミュニティベースで利用するムスリム留学生たちと合意した内容で「ハラールメニュー」として提供している大学もある²⁶。リスクを回避するために慎重さが必要であるというのは現実としてあるものの、マレーシアのハラール基準のみが唯一絶対のものであるかのような誤解をもたらす研究者の情報発信に起因しているところも大きいと考えられる。

6.4. スーパー、コンビニ

日本のスーパーやコンビニには、一般にはまだハラール弁当などが売られていない。これもまた厳格すぎるハラール基準の影響である。大手コンビニやスーパーのハラール担当者へのインタビューによれば、ハラール弁当専用の工場は建設できないため現状ではハラール弁当は販売できない²⁷、農林水産省の報

告書にある団体の認証なしでは販売は難しいとの回答であった²⁸。3.1.2で触れた国連によって定められたハラールの用語に関するガイドラインを尊重する形で、豚由来の原料を使用した製造ラインでも、適切に洗浄されればハラール製品を製造できるとする基準を適用しなければ、日本国内のスーパー、コンビニなどでハラール弁当が提供されることは今後も非常に困難である。

6.5. 中間食材の工場

日本のレストランは、コストを削減するために、温めるだけ、混ぜるだけで提供できる中間食材を利用することが多いが、ハラール基準が厳格であれば、当然ハラール対応商品を製造することは困難である。その結果、ハラールメニューを提供できるレストランも限られてしまう。

コロナ下の2021年、ある中間食材製造企業の担当者によれば「国内向けのハラール対応加工室のラインは、ほとんど稼働していない状況」で、非ハラールの製造ラインに変更することを検討せざるをえない状況にあるとのことだった。そして「もし洗浄してラインが使用できるということであれば、また容易にハラール対応の需要が生まれた際にも対応が可能である」との意見が聞かれた²⁹。

7. まとめ

日本においてハラールサービスは、思うように普及していない。これは、本来輸出品にのみ適用されればよい東南アジアのムスリム諸国の厳格なハラール基準を国内のハラールサービスにも適用しなければならないとする誤った認識が主要な原因となっている。東南アジアのムスリム諸国の厳格なハラール基準を絶対視し、「ローカルな基準は100%ハラールとは言えない」とみなす研究者らの言説が海外にも伝わり、日本のハラール認証は信頼できるのか、といった質問まで出てくる状況が生まれている。海外からのムスリム消費者の言動も原因となり、風評被害で企業の存続が危うくなると考え、産業界が萎縮してしま

っているのである。しかし、イスラム法は本来柔軟性を備えていること、そしてハラールは布教の一貫であるため、日本には日本の社会的状況に応じた独自の基準が必要であるとする見解は、インドネシアのBPJPHの初代長官スコソ教授や、日本政府から旭日重綬章を授与されたディン・シャムスディン教授らによっても明らかにされているところである³⁰。

日本の企業の場合、これまで一部の大企業がハラール製品を製造するためにマレーシアなどに進出してきたが、日本社会が異文化に属する人々に配慮し、多様性を認める共生社会としてムスリムたちを受け入れていくためには、国内の企業にも必要なハラール製品の製造、ハラールサービスを提供していくことが重要な社会インフラとして今求められている。大企業のみマレーシアなど海外に工場を建設して認証を取得しハラール製品を逆輸入して販売しても、価格が高額となり、日本国内のハラール対応のハードルを上げてしまい、さらに通常の製品がハラールではないかのような誤解まで生み出し、国内におけるハラール対応の普及をすっかり阻害してしまっている。

日本の食品産業界がハラール対応を進めていくためには、とりわけ中間食材製造工場のハラール対応が欠かせない。そのためには豚由来の原料を使用した製造ラインについても、適切に洗浄すれば、ハラール製品の製造を可能とするような現実的なハラール基準を適用することが必要である。ハラール基準はベーシックなイスラム法の要件を満たしていることが重要で、厳格だから正しいということでは決してなく、その地域・時代・文化に応じたものである必要があるということを理解しなければならない。

日本社会でムスリムたちをしっかりと迎え入れ、望ましい共生社会を築いていくために、スーパーや飲食店など、消費者を末端で支える食品サービス業者が安心してハラールサービスを提供できるようにする必要がある。そのためには、日本の文化や社会状況に応じた、過度な負担なく適用可能な独自のハラール基準が必要である。そしてその基準にはムスリム多数派国の権威ある機関による承認が必須である。

これまでハラール認証制度はムスリム諸国を橋渡しする機能を果たしてきたが、これからはムスリム少数派国において必要なハラールサービスを提供することを可能とするようなハラール認証基準と制度づくりが必要である。

非ムスリム諸国に住むムスリムたちに罪悪感ではなく幸福感を与え、ホスト社会がムスリムと非ムスリムに食を介した交流の場を多く提供できるようなグローバル化時代にふさわしい基準と制度を構築するための英知と営為が求められている。

* 本研究はJSPS 科研費22H03846の助成を受けたものである。

【注】

- 1 湾岸諸国 (GCC) のハラール基準は2016年に変更され、GSO993/2016では、牛などの大型の動物 (家禽類を除く) にはスタニングが許可されており、カタール、バーレーン、サウジアラビアもGSO993に従っている。イスラム協力機構 (OIC) のSMIICにおいても2016からスタニングが許可されている。日本の認証団体で唯一サウジアラビアの認証機関から相互認定を受けているJIT (Japan Islamic Trust) のハラール担当者からの聞き取り調査による。(2021年12月2日)
- 2 Parliamentary question - E-002155/2016 (ASW) European Parliament, "Answer given by Ms Bienkowska on behalf of the Commission" 28.6.2016, https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-8-2016-002155-ASW_EN.html (Last viewed date: 27 January 2023)
- 3 筆者がメール・インタビューを行ったオランダの某認証団体の責任者は、「ヨーロッパには独自のハラール基準はなく、スタニングを行ってからのと畜が産業と畜のルールであり、これはほとんどのモスクによってハラールとして認められていないが、イスラム教徒はそれを認識していない。ビジネスはそれを貪欲に転売に使用している。」と証言している。2022年6月20日オランダのA認証機関責任者へのメールによる聞き取り調査による。
- 4 2015年にマレーシアの企業で行われたハラール・トレーニングに参加し、現地で施設見学を行った経験を持つ某日本企業のハラール担当者Hによる証言。2022年11月17日に筆者がインタビュー。
- 5 TK International Sdn Bhdが限定公開しているYouTube動画「マレーシアの黄金の州、セランゴール州の探索」によれば、マレーシアの国家中期計画においては、ハラール・パークを全国に200箇所設置し周辺のイスラム諸国に輸出することが計画されている。
- 6 HDC Official Website, "The Malaysia Halal Ecosystem," (最終閲覧日: 2023年1月8日)

<https://hdcglobal.com/ms/the-malaysia-halal-ecosystem/>（最終閲覧日：2023年12月20日）

- 7 以下の拙論において、国際的ハラール認証機関によるハラール基準の厳格化傾向として、インドネシアとマレーシアの事例を論じたので、そちらを参照されたい。大形里美（2021）「グローバル化時代における日本の国内向けハラール・サービスをめぐる諸問題：ハラール基準に関する誤解もたらしているもの」『九州国際大学国際・経済論集』8, pp.35-70,
- 8 2023年3月2日付第20号ハラール製品保証実施機構長決定を参照。
- 9 [tradearabia.com](http://www.tradearabia.com), “The rise of Thai halal industry,” Dubai, UAE, September 19, 2021 http://www.tradearabia.com/news/IND_387216.html（最終閲覧日：2022年5月10日）
- 10 アルコールに関する問題は、以下の拙論で論じたので参照されたい。「ハラール基準に関する誤解を解く — 「ハラール」のアルコールとは—」『九州国際大学国際・経済論集』9号, 2022, pp.79-110,
- 11 以下のような論文においても「アルコール」を種類の区別なくハラムとする情報が拡散されている。中田 雄一郎（2022）「医薬品とハラール制度（Ⅱ）」『大阪大谷大学志学会』56, pp.1-10,
- 12 本の味噌製造会社はマレーシアやインドネシアに関連会社を設立し、「酒精」入りの「神州一味噌み子ちゃん」に現地のハラール認証を取得しハラール商品として販売している。
<https://www.shinsyuichi.jp/company/office>
- 13 Scholae Spirit Generasi Cerdas & Berbudhi Pekerti, “Irwandi Jaswir, Profesor 'Halal' Peraih Raja Faisal Prize yang Harumkan Indonesia,”（キング・ファイサル賞を受賞の「ハラール」教授のイルワンディ・ジャスウィルがインドネシアを香らせる）2018年5月30日付,
<https://www.scholae.co/web/read/1371/irwandi.jaswir.profesor.halal.peraih.raja.faisal.p>（最終閲覧日：2023年1月30日）
- 14 https://www.cmcbooks.co.jp/products/detail.php?product_id=5586
<https://amzn.asia/d/7COZeQy>
民谷 栄一, 富沢 寿勇 監修（2019）『ハラールサイエンスの展望（バイオテクノロジーシリーズ）』株式会社シーエムシー出版（CMC Publishing Co.,Ltd.）,
- 15 Muhammad Nadrattuzaman Hosen, eds., (2022) *Pemikiran dan Pandangan Pemikiran Ibrahim Hosen tentang Kemasyarakatan, Kumpulan Tulisan Majalah Mimbar Ulama MUI, Yayasan Ibrahim Hosen,*
- 16 ユースフ・カラダーウィー師の見解は、以下の文献に掲載されている。塩崎悠輝編著；ユースフ・アル＝カラダーウィー [ほか] 著『マイノリティ・ムスリムのイスラーム法学』（シリーズ日本でイスラームを生きる, 1）日本サウディアラビア協会, 2012,
- 17 2015年から2016年にかけては、ハラール認証に反対する数名のイスラーム学者らと、札幌、東京、千葉、名古屋、福岡などの masjid 代表者らが全国会議を開催し、ハラール認証制度に反対する声明文も採択している。宗教法人名古屋イスラミックセンター「第2回全国ムスリムミーティングに出席しました」（2016年8月8日投稿）に共同声明文もアッ

- プロードされている。<http://en.nagoyamosque.com/7685.html> (最終閲覧日: 2023年1月30日) 参照。
- 18 阿良田の論文 (2020, p.420) では、JMA, JHA, JHUA, JIT, MPJA, NAHA, JHF の7つが挙げられ、それぞれが海外のどの有力団体から認定/承認を受けているのかが表にされている。その表によれば、7つのうち4つが2017年以降にJAKIMから認定を受けている。ちなみに、阿良田が調査を行った後、JITは新たに2017年にCICOT (タイ) から、2021年にKSA (サウジアラビア) から、そして2022年にMUIS (シンガポール) から相互認定を受けている。2023年1月30日JITの担当者に確認。
 - 19 福岡 Masjid、大分 Masjid、鹿児島 Masjid 等による活動が挙げられる。福岡 Masjid によるハラール認証の無料発行については拙論 (2020) を参照されたい。
 - 20 BeautyTeck.jp, 「日本は出遅れ気味か。成長著しいハラールコスメ市場の勝機はどこに？」掲載日: 2018年2月15日, <https://beautytech.jp/n/n95fde8229c91> (最終閲覧日: 2023年1月30日)
 - 21 日通は「全国翌日配達サービス、時間内配達サービス、チャーター配達サービスといったマーケットニーズに応える」「ハラール物流サービス」の提供を始めている。「日通/ハラール対応の国内航空貨物輸送サービスを開始」『物流ニュース』2021年03月05日付け (2023, 1, 7, 最終閲覧日)
 - 22 2021年11月26日、メールにて某製糖会社のハラール部門担当者から受理した回答による。
 - 23 2022年6月8日、輸出用に和牛のハラールと畜を行っている国内企業の責任者にオンライン・インタビュー。
 - 24 認証費については、1頭につき1万円、認証用紙1枚につき1万円 (記載する個体識別番号は1頭でも3頭でも5頭でも可) に費用が発生する、他、1回の証明する輸出重量に対しkg計算で費用が発生するなど、多くのパターンがあるとのことである。2023年1月30日、輸出用に国産牛のハラールと畜を行っている国内企業の責任者にメール・インタビュー。
 - 25 全国大学生協連「ハラールメニューの提供について」
<https://www.univcoop.or.jp/service/food/halal.html> (最終閲覧日: 2023年1月30日)
 - 26 2022年11月22日、大学生協事業連合の担当者にオンライン・インタビュー。
 - 27 2021年9月15日、コンビニ大手S社のハラール対応担当者にオンライン・インタビュー。
 - 28 2021年8月17日、スーパーマーケット大手A社の担当者にオンライン・インタビュー。
 - 29 2021年8月5日、中間食材製造業大手I社のハラール対応担当者へのオンライン・インタビュー。
 - 30 2022 「[インドネシアにおけるハラール認証制度]—スッコ教授—」『社会文化研究所紀要』83, 九州国際大学社会文化研究所, pp.55-56,
2022 「[グローバル化時代におけるハラールの意味]—ディン・シャムスティン教授—」『社会文化研究所紀要』83, 九州国際大学社会文化研究所, 年, pp.47-54,

【参考文献】

【日本語】

- 阿良田麻里子 (2020)「食のハラールとムスリム対応認証制度について」『日本調理科学会誌 (J. Cookery Sci. Jpn.)』53 (6), pp.415-422,
- 大形里美 (2020)「日本における「ハラール対応」の現状と課題 —レストラン『極味や』による「ハラール対応」の取り組みと福岡 Masjid による「ハラール認証」無料発行の意義—」『九州国際大学 国際・経済論集』6, pp.1-36,
- 大形里美 (2021)「グローバル化時代における日本の国内向けハラール・サービスをめぐる諸問題：ハラール基準に関する誤解がもたらしているもの」『九州国際大学国際・経済論集』8, pp.35-70,
- (2022a)「ハラール基準に関する誤解を解く —「ハラール」のアルコールとは—」『九州国際大学国際・経済論集』9, pp.79-110,
- (2022b)「「インドネシアにおけるハラール認証制度」—スコソ教授—」『社会文化研究所紀要』83, 九州国際大学社会文化研究所, pp.55-56,
- (2022c)「「グローバル化時代におけるハラールの意味」—ディン・シャムスディン教授—」『社会文化研究所紀要』83, 九州国際大学社会文化研究所, pp.47-54,
- 塩崎悠輝編著；ユースフ・アル=カラダーウィー [ほか] (2012)『マイノリティ・ムスリムのイスラーム法学』（シリーズ日本でイスラームを生きる, 1）日本サウディアラビア協会,

【外国語】

- Florence Bergeaud-Blackler (2016a) “Introduction: Studying the politics of the global markets,” in Florence Bergeaud-Blackler, eds, *Halal Matters: Islam, Politics and markets in global perspective* (pp. 1-18). Routledge,
- (2016b) “Who Owns Halal? Five International Initiatives of Halal Food Regulations,” in Florence Bergeaud-Blackler, eds, *Halal Matters: Islam, Politics and markets in global perspective*, Routledge, pp.192-197,
- Hyun-seo Park & Youngmin Lee, (2017) “Globalization of Halal Food: A Study on Its Diffusion ‘into’ and Export ‘from’ South Korea,” 한국도시지리학회지 제20권 3호 (131~142) DOI: <http://dx.doi.org/10.21189/JKUGS.20.3.10> (最終閲覧日2022年7月30日)
- Johan Fischer, (2016) “Halal Training in Singapore” in Florence Bergeaud-Blackler, eds, *Halal Matters, Islam, Politics, and Markets in Global Perspective* (pp.175-191). Routledge,
- Muhammad Nadratuzaman Hosen, (eds.), (2022) *Pemikiran dan Pandangan Pemikiran Ibrahim Hosen tentang Kemasyarakatan, Kumpulan Tulisan Majalah Mimbar Ulama MUI*, Yayasan Ibrahim Hosen, (『イブラヒム・ホセンの社会問題に関する考えと見解、雑誌『MUI ウラマーの説教壇』掲載の著作集])

【ウェブサイト】

Badan Penyelenggaraan Jaminan Produk Halal Kementerian Agama RI, “Obat, Kosmetik, dan Barang Gunaan Wajib Bersertifikat Halal,” (インドネシア共和国宗教省 ハラール製品保証実施機構公式ウェブサイト, 2021年10月17日付「医薬品、化粧品、日用品はハラール認証を受けなければならない」) <http://www.halal.go.id/beritalengkap/498> (最終閲覧日: 2023年1月29日)

European Parliament, Parliamentary question - E-002155/2016 (ASW), “Answer given by Ms Bieńkowska on behalf of the Commission” 28.6.2016, https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/E-8-2016-002155-ASW_EN.html (最終閲覧日: 2023年1月27日)

Fao.org, GENERAL GUIDELINES FOR USE OF THE TERM “HALAL” CAC/GL 24-1997 (国際連合食糧農業機関「FAO 組織、「ハラール」という用語の使用に関する一般的なガイドライン」) <https://www.fao.org/3/y2770e/y2770e08.htm> (最終閲覧日: 2023年1月27日)

HDC Official Website, “The Malaysia Halal Ecosystem,” (マレーシアのハラール・エコシステム) <https://hdglobal.com/ms/the-malaysia-halal-ecosystem/> (最終閲覧日: 2023年12月20日)

kemenag.go.id, Keputusan Kepala BPJPH No.40 Tahun 2022 tentang Penetapan Label Halal (ハラールラベル決定に関する2022年第40号ハラール認証実施機構長決定), <https://www.kemenag.go.id/archive/keputusan-kepala-bpjph-no-40-tahun-2022-tentang-penetapan-label-halal> (最終閲覧日: 2023年1月29日)

Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 39 Tahun 2021 tentang Penyelenggaraan bidang Jaminan Produk Halal, (2021年ハラール製品保証の実施に関する第39号政令) https://jdih.setkab.go.id/PUUdoc/176351/PP_Nomor_39_Tahun_2021.pdf (最終閲覧日: 2022年10月20日)

tradedearabia.com, “The rise of Thai halal industry,” Dubai, UAE, September 19, 2021 http://www.tradedearabia.com/news/IND_387216.html (最終閲覧日: 2022年5月10日)

